

第9回橋本市自治基本条例策定委員会 会議録

会議名	第9回橋本市自治基本条例策定委員会	
日時	平成30年5月25日(金)午後1時30分～午後4時30分	
場所	橋本市教育文化会館4階第7研修室	
出席者	委員 (敬称略)	堀内 秀雄 前田 陽一郎 平家 利也 山本 光子 戸島 浩子 森田 知世子 森川 嘉久 小林 俊治 土田 淳子 東 美樹 柴田 香織 岸田 昌章 大山 善久 【出席委員：13名】
欠席者	委員 (敬称略)	乾 幸八 堀江 佳史 西川 一弘 田村 亜美 遠藤 和美 隅田 秀浩 野村 昌子 【欠席委員：7名】
次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>(1) 今後のスケジュールについて</p> <p>(2) (仮称)橋本市の自治と協働をはぐくむ条例案について</p> <p>(3) (仮称)橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会について</p> <p>(4) その他</p> <p>・第10回橋本市自治基本条例策定委員会の開催日時について (7月末頃を予定)</p> <p>3. 閉会</p> <p>※当日は、(2) → (3) → (1) → (4) の順で議事を進行した。</p>	
資料	<p>資料1 平成30年度スケジュール案</p> <p>資料2 広報はしもと平成30年6月号(自治基本条例に関する特集)</p> <p>資料3 (仮称)橋本市の自治と協働をはぐくむ条例案</p> <p>資料4 パブリックコメントちらし</p>	

《次回日程について》

●第10回橋本市自治基本条例策定委員会

平成30年7月27日(金)午後1時30分～

1.開会

(傍聴者 1人)

2. 議事

※当日は、(2) → (3) → (1) → (4) の順で議事を進行した。

(2) (仮称)橋本市の自治と協働をはぐくむ条例案について (資料2, 3)

資料2 広報はしもと平成30年6月号の自治基本条例に関する特集について紹介した。広報には、以下について掲載した。

●資料2 広報はしもと平成30年6月号 掲載内容

- ・自治基本条例の策定、策定委員会設置の背景
- ・策定委員会の活動
- ・策定委員が条例素案に込めたまちづくりへの想い (委員インタビュー)
- ・策定委員会からの答申をもとに作成した、市の条例案の紹介
- ・条例案の3つのこだわり
 - ①自分たちのまちを良くしたい気持ちを後押し
 - ②条文はあえて親しみやすい「です・ます調」に
 - ③作ってからも条例をはぐくむことを大切に!
- ・今後の取組み、パブリックコメントの実施の案内

また、策定委員会からの答申をもとにして作成した市の条例案について報告を行った。策定委員会条例素案からの変更点は以下のとおり (資料3参照)。

●資料3 条例素案からの変更点

変更点①

第3章「市議会」第6条「市議会の役割」第1項について、本条例案で定義する「市民」の定義が広いことや議会基本条例に規定されている内容を尊重し、齟齬がないようにするため、「市民の目線に立って」という文言を削除。

また、議会基本条例では「市民」という語が使われているが、定義されていない。条文からは、議会基本条例における「市民」とは「住民」と読み取れる。

変更点②

第3章「市議会」第6条「市議会の役割」第2項について、表記ゆれがあったため

「議会」を「市議会」と変更して表記を統一した。

変更点③

第5章「地域づくり」第9条「地域主体のまちづくり」第2項について、「市民の自主的な地域におけるまちづくり」に「第10条に定める～これらの活動」という箇所が包括されると考え、簡素化するため文言を削除。

変更点④

第5章「地域づくり」第9条「地域主体のまちづくり」第2項について、前文にもあるように、地域間の架け橋となることや地域のフォローアップ・コーディネートといった支援を行うことなどを考え、「地域間格差の是正」という表現を「地域間の調整」と変更。

また、地域における課題の把握をし、相談機会を確保し、それらを踏まえて地域のフォローアップ（調整）を図り、活動の支援など必要な施策を推進するというステップをわかりやすくするため、文言の位置を調整した。

変更点⑤

第5章「地域づくり」第10条「地域運営組織」第5項について、これまでの策定委員会からの地域運営組織に対する意見等も踏まえ、第5項も含めて施行に必要な事項を別に十分な議論をして橋本市に合った形を検討するため、削除。

変更点⑥

第8章「条例の検証及び見直し」第17条「はぐくむ委員会」第4項について、第4項に含まれる事項を本条例案施行時に同時施行できるよう検討しているため、削除。

変更点⑦

第10条に関しては別に十分な議論が必要であると考え、附則を追加。

附則には「施行の日から3年を超えない範囲」という期限を設けた。期間については、第12条「総合計画」第2項の「地域別計画」を第2次長期総合計画後期基本計画策定時に策定するためには、最長でも3年以内に第10条に関する事項も施行されている必要があると考えたため、「3年を超えない範囲」とした。

●変更点に対する委員意見（⇒以降は委員会としての意見）

変更点① ⇒ ひとまずOKとするが、変更に対する反対5人。

- ・「市民目線」をなんとか残してほしい。
- ・市民参画のもこの条例をつくったという趣旨からすると、「市民の目線に立つて」という視点や意識はとても大切だと思う。
- ・「広い意味の市民」ではあるが、一般常識と同じ。そのままよいのでは。
- ・橋本らしさにこだわるのであれば残すべき。橋本らしさを残すために、「市民」が指す意味合いは「市民」が考えるというスタンスでよいと思うし、個々を表現できる文章でよいと思う。

- ・「市民の目線に立って」を削除するという事は、何か市は恐れているのではないか。市民と一緒に協働してつくろうという条例なので、残しておいてほしい。
 - ・「市民目線」の言葉はあってもよいのではないか。「市民」の定義について議会に配慮する気持ちはよくわかるが、市民が作る条例であって、議会や議員が作るわけではない。
 - ・事業所目線で見ると、他市在住で橋本市内の事業所に勤務している人も多い。そこを考えると、広い意味の市民であって当然だと思う。
- （事務局）委員が仰るとおり、本来、住民だけで市が成り立っているかというところではない。ただ、「市議会」とすると、「選挙で選ばれている」という意識も当然あり、議会基本条例を尊重するという意味合いからも、「市民の目線に立って」という文言を削除したいと考えた。
- ・現状では、市民目線に立ってもらえていない意識があるから条例の中にこの文言を入れてほしいと思うのではないか。それが市民の率直な意見なのではないか。
 - ・議会基本条例に波及するのであれば、議会基本条例を変えてしまえばよい。
 - ・議会や区長など、何かのご機嫌をとっているようにしか見えない。
- （委員長）策定委員会としては、条例素案を答申した時点で大きな役目は終えてしまっており、市が条例案とする際に変更や削除をした箇所について、策定委員会で納得いかないのでは変更するという権限はない。今日は、策定委員会として行った提案について、市は一旦パブコメに出す形としてこうしますという報告を行っていることになる。

まず自治基本条例ができるということ自体が画期的だと思う。また、「市民の目線に立って」という文言があってもなくても、条例全体の価値や水準が変わるわけではない。ただ、こうしたいという事務局の意見があるのであれば、これまで策定委員会と一緒にやってきたプロセスの中で早く言ってもらえればよかったのにも思う。

個人的には、議会との連携という意味も込めて、細部にこだわりすぎず、条例を制定するということに重点を置いてよいのではないかと考えている。

- ・橋本市全体の市民の目線、市民の幸せを願うのではなく、市民目線に立ちすぎている、個人市民目線みたいなものを感じることもある。市民目線という表現に、難しさを感じている。

変更点②

- ・特になし。

変更点③

- ・特になし。

変更点④ ⇒ 「地域の課題と実態の把握」としてはどうか。行政に最低限のサポートを行ってもらおうという意味で、何でもかんでもやってほしいということではない。

- ・事務局の説明を聞くと、「地域間の調整」が何を指すかは理解できるが、字面だけを見ると「地域間の調整」だけでは何を指しているのかわかりにくい。「どこに住んでも大丈夫」ということにつながればよいが、言葉の選択が難しい。
 - ・「地域間格差の是正」という文言は、平成30年1月に開催したまちづくりシンポジウムに参加した人の意見をもとに盛り込んだものであり、策定委員会としてもそこからの意見を取り入れたということの評価していた。また、平地や都市部、山間部、高齢化率など、橋本市は多様な地域があるので、それを「格差」と呼ぶことがふさわしいかどうかは別として、その文言を盛り込むこと自体にシンポジウムを開催した意味があると感じていたところ。行政として、「地域間格差」という言葉に敏感に反応したのだろうかということは感じ取れるが、それを「地域間の調整」とすることについてはどうかなあと思う部分もある。
 - ・「地域間の調整」とすると、地域同士が喧嘩しているように感じる。
 - ・「調整」としてしまうと、意識として格差を感じてもらいにくい。
 - ・「調整」にすると意味がとりにくい、伝わりにくいのでは。取り方にもよる。
 - ・文章が硬い。もう少しわかりやすく、将来まで網羅するのではなく、今の現状の意味合いを入れては。目指す姿は各地域によって違うので、格差はなくせないと思う。これは、格差ではなく独自性だと思う。これが変更点⑦へもつながると思うので、決めてしまうのではなくじっくり構えてやってもよいと思う。
 - ・「地域間格差の是正」を削除するという事は、何か市は恐れているのではないか。
 - ・「地域間」というのは、地域の間で行き来があるということか。
- （事務局）たとえば、地域によって地域づくりのスピードや内容にできるだけ差ができないように、困り事などがある場合はできるだけ行政がフォローをしていくという意味合い。
- ・「地域間の調整」という表現が、言いたい内容を体現できていない。
 - ・独自性を持ちながら、それぞれの地域によって幸せ度に差があってはいけないと思うので、そういったことが表現できるような言葉を考えたい。
 - ・なぜ「地域間格差」という表現にそこまでこだわるのか。せっかくシンポジウムを開催して得た意見であったのに、なくす必要があるのか。
 - ・シンポジウムで各テーブルを回ったが、市民の皆さんは自分の地域の問題を痛感しているようだった。格差を是正するよりも、地域間の協力とか、何か他に表現はないか。調整という文言だと、お互いを取り繕っているようにも感じられる。

変更点⑤ ⇒ 文書担当部署と相談してもらえればよいと思うが、附則にすることに

対するリスクも考えてほしい。

- ・第2層協議体についても同様であるが、区や自治会だけではなく色んな人を巻き込んで地域主体でまちづくりを行わないといけない、そうせざるをえないとわかってもらえるよう周知していくことが必要。
- ・共育コミュニティや第2層協議体にも参加しているが、地域運営組織について心配している。地域内でもトップダウンの傾向があり、はぐくむ条例で謳っていることと差がある。時間をかけていくべきところだと思う。
- ・第2層と地域運営組織と自治会の関係、棲み分けがわかりづらい。
- ・第5項を残せば（変更点⑤をなくせば）、附則（変更点⑦）は不要なのでは。

変更点⑥

- ・特になし。

変更点⑦ ⇒ 文書担当部署と相談してもらえればよいと思うが、附則にすることに
対するリスクも考えてほしい。

- ・附則が重過ぎるのでは。
 - ・地域運営組織について時間をかけて議論する点について、賛成。
 - ・「3年」という年数しか附則に入れられないのか。市民周知の方法など、具体的なプランが出て来てもよいのではないか。
 - ・第9条については青写真を描くためにある程度行政がリードする必要がある。附則については3年よりもう少し短い期間でスムーズに行えるようにしてはどうか。
 - ・第10条は、「地域運営組織を設立することができる」という、「できる規定」であり、「義務規定」ではないので、附則でここまで書く必要はないのではないか。
 - ・じっくり構えてやってはどうか。
 - ・3年の根拠等、長期総合計画の仕組みを知らなければ理解できない。長期総合計画についても条例と一緒に市民に知ってもらえるよう、周知することが必要ではないか。
 - ・「3年を超えない範囲」というのは、決してこれ以降先送りしないという決意をこの附則に込めているのではないかと思う。決意表明だとすると、3年でできるのか疑問が残る。5年でもよいのでは。
 - ・納得していない。第10条は「できる規定」なので、附則のような細かい規定が必要なのかと疑問がある。また、条例の市民周知や地域運営組織の検討段階で、一部のみ施行していないというのは違和感がある。
 - ・特定の条文に対してのみ附則をつけるというのは、あまり他では見ない。
- （事務局）評価する制度が整っていない、住民投票を盛り込んでいるなどの市については特定の条文に対する附則を設けているところもある。

全体を通して

- ・ 庁内で検討した内容について、報告書はないのか。策定委員会が検討結果を報告書として作成したのに、庁内検討委員会から報告書がないのはおかしいのでは。他市では庁内検討委員会から市長に報告書を提出するようになっているので、橋本市も見直していくべき。
- (事務局) 庁内検討委員会は、策定委員会を行う前に策定委員会で議論される案について議論し、その結果も併せて策定委員会へあげるような形式で行っているため、別途報告書は作成していない。
- ・ 長期総合計画に関する条例はあるか。
- (事務局) 長期総合計画のための条例はない。また、地方自治法に定められていた位置づけも改正によりなくなったが、長期的な展望や目指すまちづくりの姿を共有するためにも長期総合計画は必要という意見が策定委員会内であったので、条例素案や条例案に長期総合計画に関する条項を盛り込んでいる。
- ・ 長期総合計画とこの条例案の関係は。
- (委員長) 10年後の目指すべき姿を描いているのが長期総合計画で、その計画を推進する際の方法論として大切な条例になると考えている。
- ・ 訂正が入った箇所について、納得はできるが、大切に作ったこの条例案をどれだけ活かしていけるのか、不安に思うこともある。
- ・ 言っても変更できないのであれば策定委員会に意見を聞かなければよい。
- (委員長) 事務局としては、策定委員会に報告せずにパブコメを実施しても問題がなかったところを、我々策定委員会に報告してくれている、意見を聞いてくれているという点も協働のプロセスの一部であると委員の皆さんには理解してもらいたい。市や事務局も、ある程度柔軟に捉えて、パブコメへ出す前に策定委員会の意見をもとにして微調整を行えるのであれば行ってもらいたいと思う。さらに修正するかどうかは事務局に一任するが、代替案があった方が事務局も検討しやすいと思うので、他の案や意見があれば策定委員もパブコメへ提出すること。
- (事務局) 最終は、パブコメでいただいた意見を受けて、再度検討するということになるので、今提示している案で決定しているというわけではない。
- ・ 今訂正、修正を入れるのであれば、策定委員会で答申するまでに言ってくればよかった。
- ・ 訂正箇所について、今更感がある。
- ・ 議会や区長など、何かのご機嫌をとっているのでは。
- ・ 策定委員会でやってきたことが無駄になる。

(3) (仮称)橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会について

事務局より、はぐくむ委員会の現在のイメージ（事務局案）について下記のとおり説明。今後、事務局案をたたき台として庁内ではぐくむ委員会について検討していくにあたり、参考とするために策定委員会としてのイメージや意見について確認した。

●はぐくむ委員会のイメージ（事務局案）

- ・趣旨：橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会の組織及び運営に関する必要な事項を定める。
- ・所掌事項：①はぐくむ条例の実効性の検証及び見直しに関すること。
②はぐくむ条例に基づく諸制度に関すること。
③その他自治と協働を育むために必要と認められること。
- ・組織：委員会の人数は現時点では未定。ただ、大勢を委嘱・任命することは難しいと考えられるので、委員会自体の組織人数を増やすのではなく、大勢の方にサポート、応援してもらえるような仕組みづくりをしたいと検討中。
- ・委員の構成：①学識経験を有する者
②公的機関及び公共的団体等に所属する者
③市民（はぐくむ条例第2条第2号に規定する市民の内、個人）
④その他市長が必要と求める者
委員の委嘱に当たっては、公募により広く参画を求める。
- ・委員の任期：委嘱又は任命の日から2年（再任可）。
補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ・その他、必要な事項は橋本市自治基本条例策定委員会条例と同様と検討中。

●委員意見

- ・一番大切なのは、条例を作りっぱなしにするのではなく、条例を作ってからも見守り、育み、実行化を図るようなチェック機能が必要だということ。
- ・はぐくむ委員会について、設置について条例で定めるとすれば市長の諮問は必要ではないか。
- ・策定委員会と事務局の関係のように、はぐくむ委員会にも事務局は関わってくれるのか。それとも委員会のみで独自で調査審議をする必要があるのか。
- （事務局）今の策定委員会と事務局の関係と同様となると考えている。
- ・諸制度とはたとえば何のことか。
- （事務局）たとえば、はぐくむ条例第9条「地域主体のまちづくり」に「～～～必要な施策を推進します」とあるように、市民活動やまちづくりに関する助成する制度を行うこととなった場合、その制度に対して意見をもらう、地域運営組織に関する意見

をもらう、などを想定している。

- ・はぐくむ委員会と地域運営組織について検討していく組織の関係性は。
- （事務局）附則で「3年を超えない範囲」とした場合、その期間内に行政でも調整や条例もしくは規則の案を策定していくことになるが、その際ははぐくむ委員会に意見や提案を求めることもあるのではと想定している。自治基本条例を促進していくために、地域運営組織を作ることができるとしているが、現時点でははっきりと明確になっていない状態なので、その内容について意見をもらう、など。はぐくむ委員会で地域運営組織に関する条例や規則を策定するというわけではない。
- （委員長）はぐくむ委員会の所掌事項は「はぐくむ条例の実効性の検証及び見直しに関すること」のみでよいのでは。このことに「諸制度」や「その他必要な事項」が付随してくると思う。
- ・はぐくむ委員会で、「地域間格差」についても検討、検証するのか。
- （事務局）先ほど委員で仰る方もいたように、「地域主体のまちづくり」には、悪い意味の差ではなく、その地域なりの歴史的な背景や地形もあるので、ある種の差がある。基本的な行政サービスは変わらないが、地域に応じた $+\alpha$ の部分について、各地域間のある種の差に対して調整が必要であるならば、その調整が必要かどうかなどの検討はしていただけるかもしれない。
- ・はぐくむ委員会は今想定している検討事項があったとしても、これからずっと行う委員会なので検討する内容も同じことばかりするのではなく、どんどん変わってくると思う。今後成熟していけば、検討内容も委員の人選も変わってくるのでは。
 - ・はぐくむ委員会の委員は大変そう。責任ある委員会だと思うので、言いつばなしで終わらないようにすることが大切。また、本当に実効性のある、機能する委員会にするには責任ある委員会にすべきだと思う。
 - ・はぐくむ委員会はどこまでするのかわからない。
 - ・誰が何を必要と認めれば調査審議ができるのか。
- （委員長）何でもかんでもはぐくむ委員会でしなければならないわけではなく、市役所にはちゃんと担当課があり、担当課で行なってもらった方がよい事柄ももちろんある。だが、たとえば、何か計画を作る際の委員会に市民公募委員が入っていないのでちゃんと公募してください、男性ばかりの委員会ではなく女性も参画してもらってください、市民協働やはぐくむ条例の趣旨に沿った委員会の人選にしてくださいなどの意見ははぐくむ委員会として言うことができると思う。若い人も委員会活動に参加できるように平日の夜や休日に会議を開催する工夫をするなど、小さなことからコツコツと変えていけることはたくさんある。地域間の格差が、などの話ははぐくむ委員会ですべき検討ではないのでは。
- ・はぐくむ委員会の先行きの不安がある。
 - ・委員は色々な人の意見を聞いて、みんなでつくっていくようにする必要がある。

- ・「公募」は、なるべく年代や職種等色々な人に来てもらえる工夫が必要。
 - ・計画であれば数値を決めてチェックしやすいかもしれないが、数値で表されていない条例はなかなか検証しづらいのではないかと感じている。
 - ・もし座談会のような委員会になるとしても、様々な立場の人が委員として入れ替わりながら知識や情報を共有する場となるのであればそれだけでも随分まちは変わっていくように感じた。だが、はぐくむ委員会の委員になる人は区や自治会、地域へ入って自分がリーダーとなって引っ張っていけるような勢いのある人であればよいと思う。
 - ・自治基本条例という名前からはぐくむ条例という名前に変わって、このはぐくむ条例とはぐくむ委員会はお互いに育て上げていくような、見守り、育てる委員会であると思う。そう考えると、はぐくむ委員会は意味あるものである。ただ、「その他自治と協働を育むために必要と認められること」までフォローする必要があるのかという疑問はある。
 - ・このはぐくむ委員会は、条例に関する見直しや検証だけを調査審議すると考えていた。その中味の事業まで審議した方がやりがいがあるのであれば、参考にしていきたい。
- （委員長）趣旨や所掌事項は限定しておいた方がよいのではないか。

（1）今後のスケジュールについて（資料1，4）

●事務局からの説明

- ・6月11日から7月2日にかけて、パブコメ実施予定。
- ・条例案について、様々な意見をいただいたが、それ以外にも意見や質問、代替案などがあれば策定委員からもパブコメとして提出してほしい。
- ・パブコメや条例案について、所属団体や周囲の方へ周知をお願いします。
- ・必要であれば条例案の説明にも出向きたいと考えているので、いつでも依頼ください。
- ・パブコメでの意見等にもよるが、最短で9月議会へ提案する予定。
- ・9月議会で議決されれば、秋以降条例の周知期間とする予定。周知の内容等については、次回策定委員会で詳細にお伝えする。
- ・次回策定委員会を7月末に行う予定。次回は、パブコメでの意見やその回答、条例周知期間の取り組みなどについて説明を行う。

●委員意見

- ・市民周知、タウンミーティングをしてパブコメをとるという流れは必要だったのでは。
- ・市民周知が条例制定後の予定となっているので、パブコメの実施の仕方に工夫が必要。
- ・パブコメでたくさん意見をもらえるようにしてほしい。

- ・団体の代表として策定委員会に関わっているが、なかなか自分の団体では報告する場がないので、良ければ団体の会議などに来て事務局から説明をしてほしい。そこで意見を聞いて、生の声を聞くとよいと思う。
 - ・策定委員会で行った、意見募集の倍くらい意見をもらえよう頑張してほしい。そのために策定委員会も協力したい。
- （委員長）策定委員会としても、パブコメに協力するようにしてほしい。

（４）その他

- 次回策定委員会：平成 30 年 7 月 27 日(金)午後 1 時 30 分～（予定）

3. 閉会

以上

【会議録署名欄】

委員長

堀内秀雄 

【会議録署名欄】

委員 前田 陽一郎

【会議録署名欄】

委員

柴田 香織
